

2026年8月 から 高額療養費制度が 見直されます

高額療養制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

年間上限額の新設により

以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて、高額な医療を受けた方

Q

A

自身の適用区分はどのように確認できますか？

マイナ保険証をお使いの方はマイナポータルからご確認できます。その他、限度額適用認定証からご確認いただけます。

高額療養費に該当した場合どうしたらいいですか？

当組合では高額療養費の自動払いを実施しているため、**申請は不要**です。
詳しくはホームページへ⇒



Point

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

Point

新たに年間の上限額が新設されます

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から払い戻しを受けることができます。

年間とは8月から翌年7月までをさします。

例) 区分ウの場合

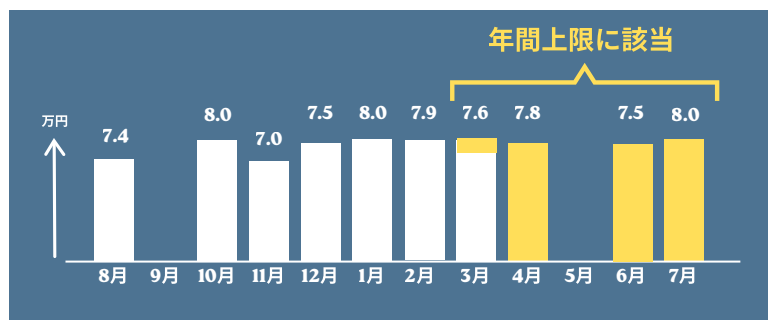
見直し前

76.7万円

見直し後

年間上限
53.0万円

年間約23.7万円
負担減



お問い合わせ

全国設計事務所健康保険組合
業務部 給付グループ
03-3404-7344

上限額は裏面記載

高額療養費の自己負担限度額

2026年8月から2027年7月まで

※高額療養費の見直しは2026年と2027年の2段階に分けて実施します。2027年の見直しについては厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

70歳未満

所得区分 標準報酬月額		自己負担限度額	多数該当
ア	83万円以上	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1%	140,100円
イ	53万円～79万円	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1%	93,000円
ウ	28万円～50万円	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%	44,400円
エ	26万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



NEW 自己負担限度額		多数該当	年間上限
270,300円＋（医療費総額－901,000円）×1%		140,100円	1,680,000円
179,100円＋（医療費総額－597,000円）×1%		93,000円	1,110,000円
85,800円＋（医療費総額－286,000円）×1%		44,400円	530,000円
61,500円		44,400円	530,000円※
36,900円		24,600円	290,000円

70歳以上

所得区分 標準報酬月額		自己負担限度額		多数該当
		外来 (個人)	世帯	
現役並みⅢ	83万円以上	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1%		140,100円
現役並みⅡ	53万円～79万円	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1%		93,000円
現役並みⅠ	28万円～50万円	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%		44,400円
一般	26万円以下	18,000円 ※年間上限144,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合	8,000円		-
低所得者Ⅰ	世帯の所得が一定以下の場合	15,000円		-



NEW 自己負担限度額		多数該当	年間上限
外来 (個人)	世帯		
270,300円＋（医療費総額－901,000円）×1%		140,100円	1,680,000円
179,100円＋（医療費総額－597,000円）×1%		93,000円	1,110,000円
85,800円＋（医療費総額－286,000円）×1%		44,400円	530,000円
22,000円	61,500円	44,400円	外来(個人)：216,000円 世帯：530,000円※
11,000円	25,700円	24,600円	外来(個人)：96,000円 世帯：290,000円
8,000円	15,700円	-	180,000円

※標準報酬月額が15万円以下の区分に該当すると確認できた方は、年間上限41万円が適用されます。